

第1章 基本計画の策定にあたって

1-1 公園センターの計画策定の背景と目的

青葉山公園（仮称）公園センター（以下、公園センターと表記）については、「青葉山公園整備基本計画（平成25年3月）」により、基本コンセプトが示され、「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置づけられている。この基本コンセプトをもとに、公園センターが、青葉山公園の魅力をもっと高める施設となるよう、求められる機能や施設のデザインに関する考え方などを検討し、基本計画を策定したものである。

※青葉山公園の追廻地区のうち、仙台国際センター側の約30,000㎡の区域を「公園センター地区」として一体的に計画する。



図1-1 公園センター地区位置図

1-2 計画地の特性と法的規制等

1) 計画地の特性

(1) 立地特性

公園センター計画地の立地について、特出すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 広瀬川の河畔に位置し、本丸跡や三の丸跡など青葉山のみどりを背にした平坦地である。
- ・ 市街地からのアクセスに対して、仙台城跡の入り口に位置している。
- ・ 仙台城跡の一部であり、片倉小十郎屋敷跡の一角である。



図 1-2 公園センターの計画地

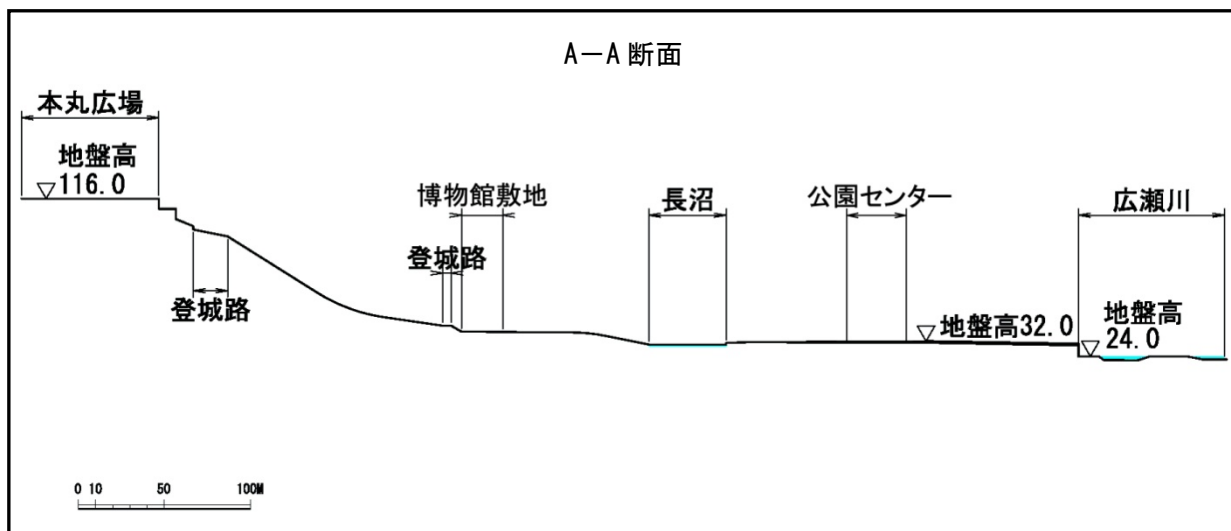
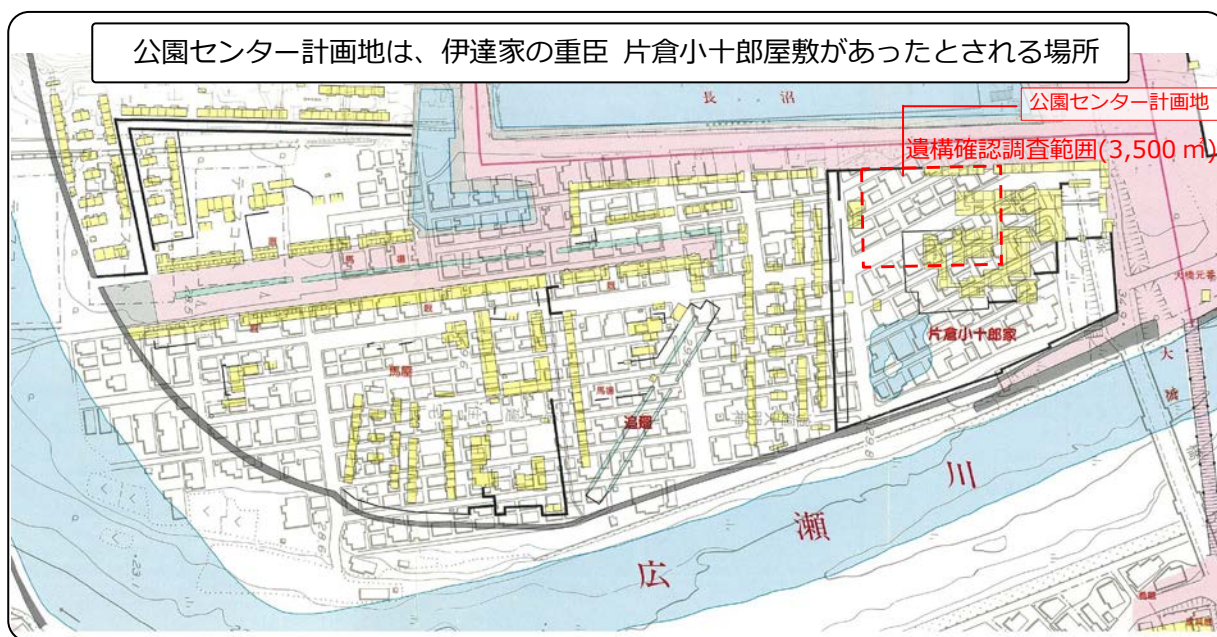


図 1-3 公園センター周辺の断面図



※資料に基づく推定図

図 1-4 仙台城復元図への公園センター計画地重ね図

(2) アクセス

【地下鉄】

地下鉄東西線を利用し、国際センター駅下車後国際センター地区を通るルート、大町西公園駅下車後大橋を通るルート、いずれの場合でも徒歩で仙台城本丸跡や仙台市博物館に向かうルート上に位置する (図 1-5)。

【るーぷる仙台】

るーぷる仙台停留所「博物館・国際センター前」が隣接の市道上に位置する (図 1-5)。

【乗用車・観光バス】

東北自動車道の仙台宮城インターチェンジや市内の幹線道路から、大橋を経由して来訪する主要ルート上に位置する (図 1-6)。

(3) 公園内の動線

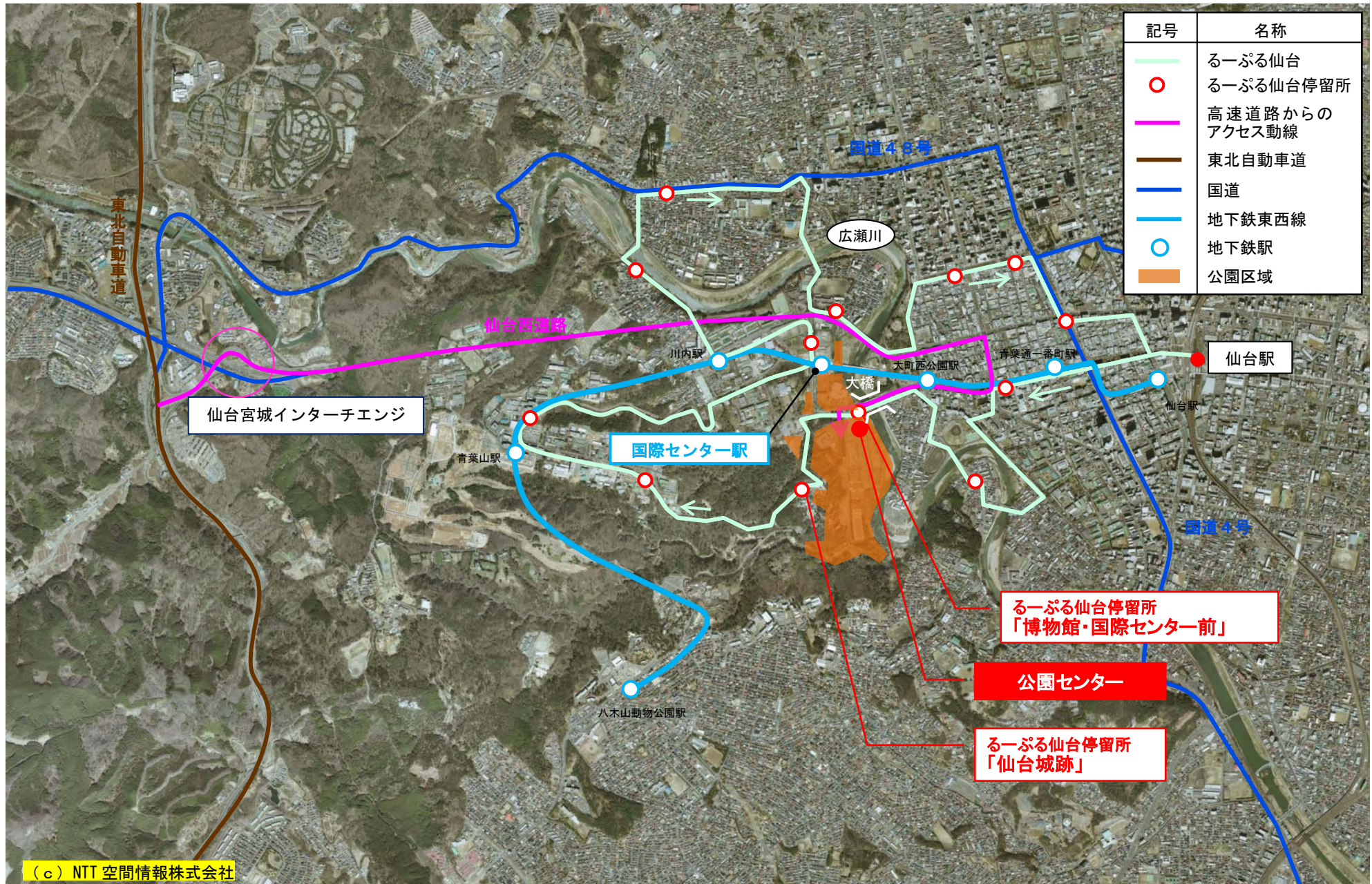
青葉山公園整備基本計画において、「歴史を楽しむ動線」及び「自然を楽しむ動線」の起点となっている (図 1-5)。

(4) 公園センターからの動線

地下鉄やるーぷる仙台を利用し、大崎八幡宮や定禅寺通など市内の主要な場所に行く起点となっている (図 1-7)。



図 1-5 公園センター周辺の動線



5

図 1-6 広域動線

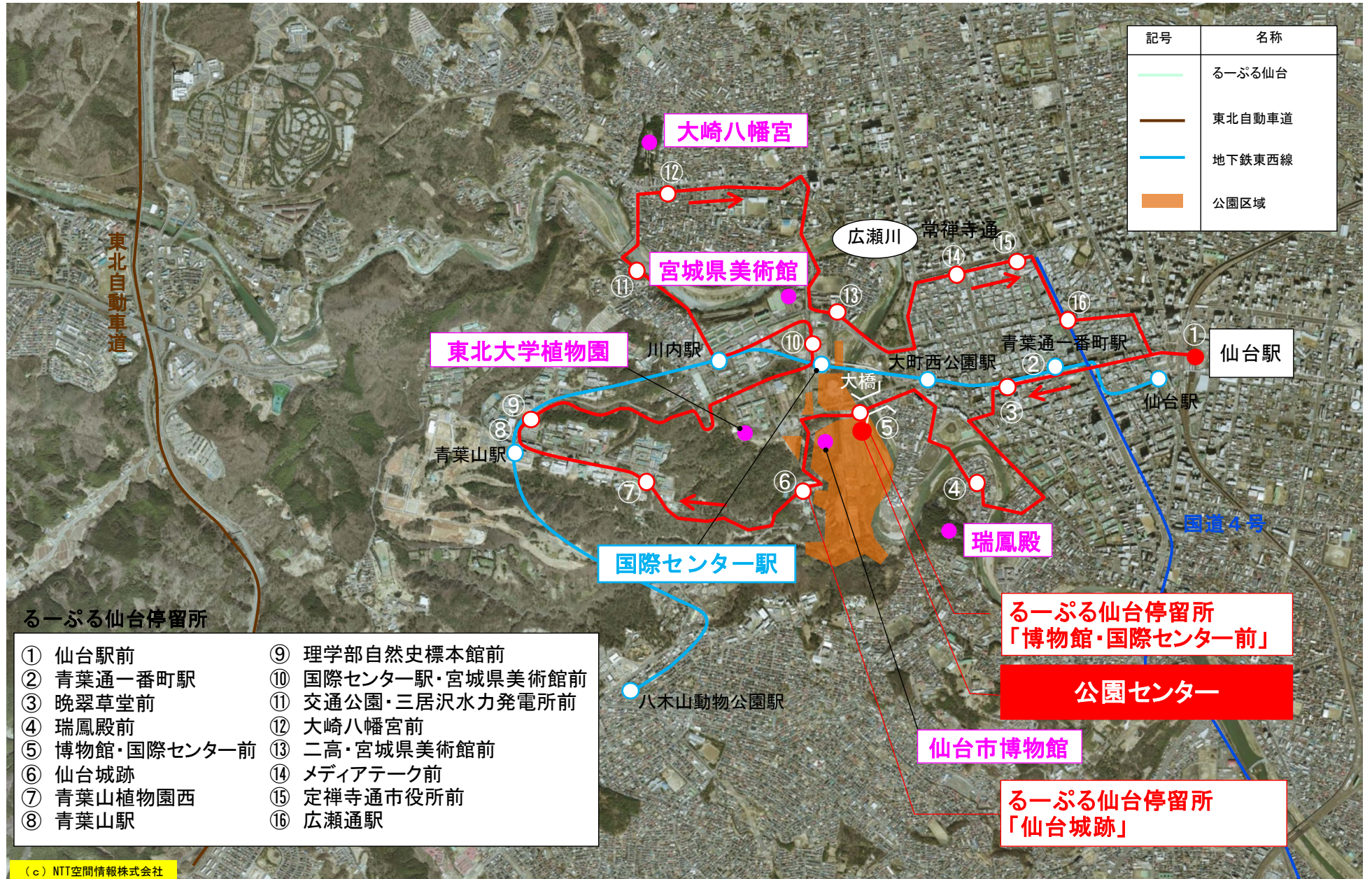


図 1-7 公園センターから主要施設への動線

2) 法的規制等

計画地は、国指定史跡仙台北城跡に隣接し、広瀬川の河畔に位置していることから、仙台市全域の都市計画に関わる規制の他に、歴史資源や自然資源を保全するための規制がかけられており、主な内容を以下に示す（表 1-1）。

表 1-1 法的規制に関わる計画地の位置付けと規制の概要

法的規制区分	計画地の位置付けと規制の概要
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域：市街化区域 ・第二種中高層住居専用地域 ⇒建ぺい率：60%、容積率：200% ・第2種高度地区 ⇒高さ制限の適用 ・特別用途地区：文教地区（第二種中高層住居専用地域）
都市公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉山公園内の公園施設として位置づけ ⇒建ぺい率：2%（公園の敷地面積に対する総建築面積の割合）
広瀬川の清流を守る条例	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種環境保全区域 ⇒高さ制限：20m、建ぺい率：50% ⇒色彩の制限、木竹の伐採の制限 など
景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ・区域ゾーン区分：河川・海岸地ゾーン ・景観重点区域：広瀬川周辺ゾーン ⇒高さ制限、色彩の制限などが規定されているが、広瀬川の清流を守る条例による基準適用エリアはこれに準ずる
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地 ⇒整備を行う際には事前の発掘調査を要する。（下記参照） 切土・盛土などの制限がある。

※遺構確認調査の実施について

平成 24 年度から平成 26 年度に、公園センター建物予定地約 3,500 m²の遺構確認調査を実施した。歴史資料により、この場所には伊達家の重臣片倉小十郎の屋敷があったと推定されている。今回の遺構確認調査では、建物の柱の跡や廃棄土坑などが見つかったが、遺構の大部分が既に掘削されており、片倉家屋敷の全容把握には至らなかった。この調査の結果を受けて、公園センターの整備にあたっては、遺構を保護する方策が必要となる（第 3 章に記載）。